

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等		
担当部署	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6787	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年3月4日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保をいかに図っていくかが重要な課題である。そのため、(1)業態を超えて合併等を行った金融機関が災害時や経済危機時に既存の取引先に対して十分な資金供給を可能とする必要がある。(2)業態を超えて合併等を行った金融機関の銀行代理業者等による円滑な業務の継続を可能とする必要がある。(3)厳しい経営環境にある地銀等がポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割を果たすことができるよう、地銀等の経営基盤の強化を支援する措置を導入する必要がある。(4)人口減少地域などにおける地域の利用者利便の維持を図るため、業態の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和を行う必要がある。(5)銀行等が破産手続開始決定を受けた場合にも、その経営者の責任追及のために、当該破産手続開始決定を受けた者やその役員員に対する検査権の行使を可能とする必要がある。</p> <p>【内容】 (1)合併等後の金融機関が、内閣総理大臣の承認を得て、契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うことを可能とする規定を整備する。 (2)合併又は転換を行う金融機関とは別の主体である代理業者や電子決済等代行業者の手続負担を軽減するため、合併又は転換前の業態の根拠法に基づく許可・登録等を合併又は転換後の業態の根拠法に許可・登録等とみなす規定を創設する。併せて、監督上の観点から、代理業者等は、代理業者等の許可申請書等に記載すべき事項を記載した書類及び添付書類を、後発的に届出に提出することとする。 (3)地銀等が、地域における基盤的金融サービスの提供を維持し、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割を継続的に果たせるよう、地銀等の合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを支援する一方、その支援の前提となる認定を受ける際に提出する経営基盤の強化のための措置の実施に関する計画(以下「実施計画」)について、主務大臣は、当該計画の実施を確保するために必要があると認めるときは、認定を受けた金融機関に対し、報告・徴求命令その他の監督上必要な措置をすることができることとする。 (4)人口減少地域などにおいて銀行等が従来型店舗を縮小する場合には、既存顧客への対面サービスを可能な限り維持することを目的として、業態の代理業者が事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことを可能とすることとする。 (5)銀行等が破産手続開始決定を受けた場合にも、預金保険機構が報告・検査権限を行使することができるよう、検査対象に破産手続開始決定を受けた者を、報告徴求対象に破産手続開始決定を受けた者の役員員を追加する。</p>		
法令の名称・関連条項とその内容	(1)預金保険法第67条第3項、第101条第7項、第126条の38第7項、附則第15条の4第7項、金融機関の合併及び転換に関する法律第6条 (2)金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2、第51条の3、第67条関係 (3)金融機能強化法第34条の12 (4)銀行法施行規則第34条の37等 (5)預金保険法第37条の2		
想定される代替案	(1)契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うことを可能とする内閣総理大臣の承認を受けずに契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うことを可能とする。 (2)所属する銀行等の業態が変わった場合に、銀行代理業者の許可等を取得する際に必要な申請書に記載すべき事項を記載した書類及び添付資料を合併又は転換後の金融機関が取りまとめて提出することとする。 (3)実施計画の認定を受けた金融機関等に対する報告・徴求命令のみを行うことができることとする。 (4)事業者向け貸付けの媒介について規格化商品に係る制限は緩和するが、代理・媒介については預金等担保貸付けの範囲内で行うとの規制は維持する。 (5)銀行等が破産手続開始決定を受けた場合に、破産手続開始決定を受けた者の役員員に対する報告徴求を行うことができるが、破産手続開始決定を受けた者に対する検査を行うことができないこととする。		
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	(3)金融機関が提出した実施計画の履行状況に照らして、当該計画の実施を確保するために必要があると認めるときに、報告・徴求命令その他の監督上必要な措置がとられた場合、当該金融機関に、当該措置に対応するための人員・体制の配置等に係る費用が発生する。 (5)破産手続開始決定を受けた者の役員員等に対する破産手続開始決定を受けた者の業務及び財産の状況に関する報告徴求並びに破産手続開始決定を受けた者に対する検査に対応するための人員・体制の配置等に係る費用が、破産手続開始決定を受けた者の役員員及び破産手続開始決定を受けた者に発生する。	(2)合併又は転換後の金融機関が取りまとめて提出するコストが生じる。 (3)監督上の措置に対応する費用が削減される。 (5)預金保険機構において、破産手続開始決定を受けた者に対する検査に伴う費用が削減される。	
(行政費用)	(1)合併等の後の金融機関が契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うためには、内閣総理大臣の承認を得る必要があるため、国においては、当該金融機関から提出を受けた計画を審査する費用が生じる。 (2)国においては、代理業者の許可等の許認可申請書等に記載すべき事項を記載した書類及びその添付書類を受理するが、その審査を行う必要がなくなるため、審査に要する費用が減少する。なお、本特例により許可等を受ける必要がなくなる代理業者等は、金融機関の合併又は転換前から他の業態と同様の許可等を受けていた者であり、追加のモニタリングコストも生じない。 (3)国において、実施計画の認定を受けた金融機関に対する報告・徴求命令その他の監督上必要な措置を実施するための監督費用が生じる。 (4)代理業者が新たな業務を追加する場合には、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出る必要があるため、国においては、当該代理業者から提出を受けた届出を受理する費用が生じる。 (5)預金保険機構において、破産手続開始決定を受けた者の役員員に対する報告の徴求又は検査に伴う費用が発生する。	(1)内閣総理大臣の承認に係る費用が削減される。 (2)改めて銀行代理業者の許可等に係る審査に要する費用が削減される一方、提出を受けた書類を受理する費用は引き続き存在。 (3)監督上の措置を実施する費用が削減される。 (4)国において業務範囲拡大の届出を受理する費用は変わらない。 (5)預金保険機構において、破産手続開始決定を受けた者に対する検査に伴う費用が削減される。	
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合	
	(1)本特例により、例えば、災害時や経済危機時に、契約総額に関する制約や期間の制限を超えて既存の取引先に対し、資金供給を行うことが可能となる。 (2)本特例により、合併又は転換前の金融機関の業態の根拠法に基づく許可・登録等を受けていた代理業者や電子決済等代行業者が、金融機関の合併又は転換後も引き続き同様の業務を行うため、改めて許可・登録等を受ける必要がなくなる。 (3)実施計画の履行が担保されることにより、当該実施計画の認定を受けた金融機関の経営基盤が強化されることで、基盤的な金融サービスの維持が図られ、その結果当該金融機関がポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割が発揮される。 (4)既存顧客への対面サービスを可能な限り維持することを目的として、代理業者が事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことが可能となる。 (5)銀行等が破産手続開始決定を受けた場合であっても、破産手続開始決定を受けた者の役員員に対する破産手続開始決定を受けた者の業務及び財産の状況に関する報告徴求並びに破産手続開始決定を受けた者に対する検査が可能となる。	(1)承認を経る手続きをせず、契約総額に関する制約や期間の制限を超えて自由に資金供給を行うことが可能となつてしまい、競争環境を歪める可能性がある。 (2)改めて代理業者や電子決済等代行業者が許可等の申請をする必要がなくなる。 (3)認定を受けた金融機関等に対する監督上の措置を設けないことにより、実施計画の履行が確保されない可能性が生じる。 (4)預金等担保を超えた事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことができないため、事業者に対して十分な資金繰り支援を行えない可能性が生じる。 (5)銀行等が破産手続開始決定を受けた場合における、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及を十分に預金保険機構がすることができず、帳簿書類の散逸等を引き、金融機関を破綻に至らした可能性のある経営者への民事責任の追及が困難となる。	
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合	
	(1)災害時や経済危機において、合併等の後の金融機関が、既存の取引先に対して、契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うことが可能となり、災害や経済危機に対応するための資金繰り支援など、安定的な資金供給が可能となる。 (2)合併又は転換前の業態の根拠法に基づく許可・登録等を合併又は転換後の業態の根拠法に許可・登録等とみなすことで、代理業者や電子決済等代行業者の手続負担を軽減し、その業務継続等により、利用者への経済的金融サービスの提供に繋がる。 (3)地銀等がポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割を担うことにより、地域経済の活性化に繋がる。 (4)銀行等が人口減少地域などにおいて従来型店舗を縮小する場合には、当該地域において銀行等が果たしていた役割を代替する業態の代理業者による既存顧客への対面の融資サービスを可能な限り維持することを通じて、安定的な資金供給が可能となる。 (5)破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等を可能とすることにより、破綻処理の方法の如何を問わず、破綻金融機関の経営者の民事上の責任追及が容易になり得ることを通じ、ひいては金融機関の適切な経営を促すことに繋がる。	-	
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>【費用と便益の関係分析】 (1)合併等の後の金融機関が契約総額や期間の制限を超えて利用者に資金供給を行うことを可能とするプラスの効果は、行政費用の発生を上回ると考えられる。 (2)金融機関の合併又は転換後に改めて代理業者等が合併又は転換後の業態の根拠法に基づく許可・登録等を取得する必要がないプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。 (3)金融機関が、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割を果たすプラスの効果は、遵守費用や行政コストの発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。 (4)代理業者が事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことを可能とするプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。 (5)銀行等が破産手続開始決定を受けた場合における、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及に際して検査等を行うことが可能となるというプラスの効果は、遵守費用や行政コストの発生といったマイナスの効果を上回る。</p> <p>【代替案との比較】 (1)承認を経る手続きをせず、合併又は転換後の金融機関が、本来であれば法令上行うことができない業務を契約総額に関する制約や期間の制限を超えて自由に資金供給を行うことが可能となつてしまい、競争環境を歪める可能性がある。 (2)合併又は転換後の金融機関が代理業者や電子決済等代行業者の許認可申請書等に記載すべき事項を記載した書類及びその添付資料を取りまとめて提出するコストが生じる一方、代理業者や電子決済等代行業者が書類を作成するコストや、提出された書類を受理する行政費用は変わらない。 (3)報告・徴求命令や監督上の措置に対応する費用や実施する費用は、本案よりも削減されると考えられるが、監督上の措置を設けないことにより、実施計画の履行を確保することができず、政策目的を達成することができない可能性が生じる。 (4)預金等担保を超えた事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことができないため、事業者に対して十分な資金繰り支援を行えず、結果として人口減少地域等において既存の顧客への対面の融資サービスを維持するという目的が達成されない可能性が生じる。 (5)銀行等が破産手続開始決定を受けた場合における検査に対応する費用は、本案に比べて削減されるが、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及を目的とした検査を預金保険機構が実施することができず、金融機関を破綻に至らした可能性のある経営者への民事責任の追及が困難となる。</p>		
その他関連事項			
事後評価の実施時期等	『新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律』の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			